

## インドにおける社会活動訴訟の動向と将来

稲 正 樹\*

(1992年10月15日受理)

### I 社会活動訴訟の成立

#### (1) 司法審査対議会主権の対決図式から司法の民衆主義への転換

日本の最高裁は、憲法81条を具体的事件の解決に必要な限りで憲法判断を行なう付随的違憲審査制と位置付けながら、司法の自己抑制を論拠とした極端な違憲判断消極主義の立場から政治部門のあり方を正当化する機能を一貫して果たしてきました。それとは対照的に、インドの場合には、上位裁判所たる最高裁および各州に設置された高裁が、基本権と抵触し又は基本権を侵害する法律の無効規定である、1950年憲法の13条(2)項を根拠として、主に憲法32条および226条の令状請求訴訟の場において、憲法判断積極主義と違憲判断積極主義の立場を示してきました。

すなわち、インドの司法部は、1950年代には農村部における土地所有階級の財産権の保護者、1960年代には都市中産階級の経済的・政治的利益の保護者として働き、憲法第4編の「国家政策の指導原則」の実効化努力とも見られる、政治部門による社会経済改革立法に対して違憲判決を数多く出してきました。それに対して、政治部門が違憲判決を無効とする憲法改正を断行すると、今度は憲法の「基本的構造」を破壊することはできないという憲法改正限界論に依拠して、憲法改正自体を無効とするという判決の提示という立場を取ってきました。いわば、司法審査対議会主権論の対決という膠着した図式が展開されてきたわけです。

このような対決の図式の中で、憲法の「基本的構造」を変更する憲法改正を認めないという障害に直面した政治部門は、二つの手法で司法部の従属化を目指しました。その一つは、非常事態期の1976年に制定された憲法第42次改正による、裁判所の弱体化の試みでした。憲法第42次改正は権威主義国家一般の共通特徴である、強い行政府の創出、首相権限の強大化、これと裏腹に、基本権の縮小、ひいては議会制と「法の支配」の衰退をもたらしました。裁判所に関しては、憲法368条の改正による国会の憲法制定権力の絶対化、違憲審査権の縮小と司法部の内部の集中化、高裁権限の縮小、行政審判所の新設を帰結しました。

もう一つの手法は、裁判所の人事への介入というより端的な方法であり、1973年には最先任の陪席判事から最高裁長官を任命するという慣行を破棄した「最高裁長官任命事件」が起り、司法部の独立の危機が語られることになりました。この事件を契機にして、憲法と良心にのみ

\* 岩手大学教育学部

忠実な伝統的裁判官僚から、社会経済的正義に嚮導される裁判官僚への転換が求められましたが、そこで期待されていた判事の哲学とは、支配政党たる会議派の解釈する憲法哲学と一致することでありました。

さて、1970年代のこのような対決状況は、1970年代末のジャナタ政権期、1980年代のインディラ・ガンディーの政権復帰後、劇的な転換を示しました。すなわち、全国的レベルにおける司法部と政治部門の対決というマクロ・ドラマから、被抑圧階層と国家機関・社会的権力との間の無数のマイクロ・ドラマへと、裁判所の焦点が移動したのです。司法部は、「富裕な人々の法律的議論の競技場」から、「虐げられている人々・途方にくれている人々の最後の頼みの綱」となり、国家機関による人権侵害と社会における抑圧的状況の改善を求める様々な社会活動グループの訴えに応じて、民衆の「苦しみをまじめに取り上げる」司法積極主義へ転換しました。「司法の民衆主義」の成立がそれです。そこで次に、項を改めて、転換を促進した諸要因を検討します。

## (2) マクロドラマからマイクロドラマへの転換を促進した要因

第一に、非常事態下においては何人も国家治安維持法による予防拘禁からの救済を求めて高裁に出訴することはできないとした、1976年の人身保護令状事件最高裁判決と1977年の被拘禁者事件最高裁判決が、インド司法の歴史に拭うことのできない汚点を残したといわれています。ジャナタ体制の成立と共に司法部は、このような人身の自由をほとんど無にするような判決という歴史的汚点を一新する必要性に迫られていました。とともに、非常事態体制を正当化したこのような判決を出したにもかかわらず、違憲審査権の骨抜きという攻撃にさらされた司法部は、別の戦線を選択する必要性に迫られていたのです。

第二に、インドにおける社会活動訴訟は当初においては、裁判官主導（誘導）型でありました。この点で1973—1981年間在任したクリシュナ・アイヤール判事と、1973—1986年間在任したP. N. バグワティ判事の果たした顕著な役割があります。とりわけ前者は、マルキストとして、法律というものは人民のために働くとき意味をもつのであり、人民が法律のために働くとき意味をもつのではないと主張し、「勤労大衆」や「社会の弱者部門」の大義を促進させるべきことを強調しました。そして、搾取と民衆の苦しみに対する裁判官と弁護士たちの感受性を増大させました。

第三に、デリー大学法学部のウペンドラ・バクシ教授などの法学者による国産法学創造の提唱があります。バクシ教授らは先例拘束性の原理の見直しも含めて、民衆のための法学研究の必要性を強調し、『法と貧困』の著書などを発表しています。また、クリシュナ・アイヤールやバグワティを中心にして、法律扶助運動も進展し、1980年にはインド政府によって、法律扶助計画実施委員会が設立されました。これらの運動や委員会は、全国各地において法律扶助キャンプの実施や、民衆裁判所 (Lok Adalat) の設置を押し進め、1987年には法律サービス庁法が制定されています。

第四に、旅券押収処分をめぐる争われたマネカ・ガンディー事件最高裁判決が、1978年に、憲法21条の「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命又は身体の自由を奪われない」という法律の定める手続きを、「公正・公平および合理的なものでなければならない」と判示しました。この判決が、1950年のゴパラン事件以来の判例を変更して憲法21条を実質的にデ

ユープロセス条項にしたことが、大きな影響力を持ちました。人身の自由領域に自然的正義概念が導入されたことによって、憲法21条の中に、無料法律扶助への権利、迅速な裁判を受ける権利、拷問を受けない権利、独房に拘禁されない権利、監獄内において人道的取り扱いを受ける権利、人間的尊厳への権利、裁判所へのアクセスの権利などが、判例によって読み込まれました。あわせて、判例による、憲法12条の「国家」概念の拡張、行政法上の原告適格の緩和化なども、社会活動訴訟の道筋を準備した要因といえます。

最後に、社会活動グループとプレスの協力関係の成立が指摘できます。社会活動グループは最高裁の若手弁護士、ソーシャルワーカー、法学部の学生、ジャーナリストなどを主な構成員としています。その中でも、1972年に設立された「民主主義を求める市民」(V. M. タルクンデが指導)、1976年に設立された「市民的自由を求める人民連盟」(ジャーナリストのアルン・ショウリーや政治学者のラジニ・コタリが参加)、そこから分派した「民主的権利を求める人民連盟」(最高裁弁護士のゴービンダ・ムコティーが指導)などが代表的であり、とりわけ最後のグループのPUDRは活発な調査活動を行なってきました。また、新聞・雑誌等のマスメディアは、独立以来初めて、調査報道を通じて政府の無法性と社会的な暴虐行為を明らかにするようになり、社会活動グループはプレスの中に新しい盟友を見つけました。民衆の窮状について報道価値を見出すようになったプレスの変容が、従来、地方レベルにおけるつまらない事例と見なされていたものを、全国的な争点へと引き上げることを可能にしたのでした。

## II 社会活動訴訟の展開

社会活動訴訟とは、一般に、公益擁護を標榜する組織又は公共的精神によって動機づけられた個人が、自らの調査に基づいて、又は報道機関による調査報道に依拠して、第三者である社会的弱者層や国家機関による犠牲者の問題を手紙の形で、最高裁又は高裁に持ち込むと、裁判所はそれを令状請求訴訟の要件に合致したものと見なしたうえで、審理を開始し、事実関係を明確にするために、被告側に宣誓供述書の提出を求め、事実の検証と救済計画の策定のために社会法学的調査を行なう特別委員(コミッショナー)や専門家による委員会を任命し、その報告書に基づいて、政府ないし関係者に対する一定の措置の指令あるいは当該問題に関する一般的ガイドラインの宣明を内容とする、最終的判決又は中間的命令を下すという形を取っているものです。バクシ教授は、抑圧・恐怖・拷問に対する裁判所への提訴、社会の特に傷つきやすい階層に対する支配的集団の搾取に対抗する司法権の活性化、新しい権利の主張を、その特質としています。

当初における事件としては、主に、刑務所・警察留置場内の問題、警察のありかたの問題、保護施設の問題、労働者の問題が争われました。(1)刑務所・警察留置場内の問題については、後掲資料の社会活動訴訟関係事件一覧の1事件(ビハール州裁判待ち囚人事件)、囚人の取り扱いをめぐる2のスニル・バトラ事件、少年囚に関する5と8の事件、長期投獄に関する9と10の事件、16才以下の児童の釈放を求めた44のシーラ・バース事件とそれに関連した86の事件、囚人とのインタビューの権利についての68の事件、賃金無しの囚人労働についての61の事件、女性被疑者への暴行をとりあげたシーラ・バースによる17の事件、拷問による死亡を問題にした95の事件、多数の被疑者の失明を引き起こした6のカトリ事件などがあります。

(2)警察のありかたの問題については、犯罪捜査への司法関与の是非を問う28の事件とテリー

暴動事件に関する30の事件、ダウリー（花嫁持参金）を原因とする死亡事件の再調査を求めた59の事件、集会中の農民への発砲事件の51、警察との「遭遇」による活動家の殺害の99の事件、逃亡犯捜査時の村における警察による暴行・住居の破壊に関する63の事件、貧困者の強制連行を問題にした96の事件があります。(3)保護施設の問題については、女性の被収容者の窮状を問題にした15のアグラの保護ホームと83のパトナのケアホームの事件、精神病院の改善に関する88と102のケースがあります。

(4)労働者の問題については、アジア大会の建設労働者に関する11の事件、最低賃金と搾取を受けない権利に関する16と19の事件、さらに隷属的労働者の解放とリハビリテーションを求めた21・24・85の事件、労働法の遵守に関する18と33の事件、憲法39条(d)号の「等しい労働に対する等しい賃金の支払い」に関する一連の事件（35・37・73・79）、X線被曝による補償金を請求した62の事件、労働者の住居と人間的尊厳のうちに生きる権利に関する65の事件、指定カーズ・指定部族の留保制度を取り扱った87の事件があります。

社会的弱者層に係わる領域としては、次の(5)~(8)の問題があります。(5)部族民の問題については、山岳部族民の道路建設要求の38の事件、森林地帯からの追い立てを問題にした47の事件、飼育していた豚の屠殺により生計への権利を奪われたという48の事件があります。(6)憲法21条の生命の権利に関しては、路上生活者・スラム居住者の生計手段への権利を明らかにした34のオルガ・テリス事件、スラムなどからの住民の追立に関する26・43・94の事件、旅行ガイドの生計への権利に関する90の事件と街頭商人に関する106の事件、早魃による餓死救済に関するオリッサ州政府の責任を問題にした97の事件があります。(7)退職者については、辺境地に入植した退役軍人へのリハビリテーションに関する57の事件、インド国民軍人の寡婦への年金の支払いに関する72の事件があります。(8)児童福祉については、52の児童看護院の改善の他、児童売買・児童売春をもたらしている外国人による養子縁組の際のガイドラインを示した22の事件、劣悪な児童労働を問題にしたものなどがあります。

(9)教育機関に関する問題としては、大学におけるいじめ防止立法の是非に関して司法権による立法強制の限界を示した32の事件、大学医学部試験の不正に州首相が関与したという訴えの49事件、州教育省成人教育指導員の社会教育教師との平等取り扱いの要求に関する80の事件、獣医大学生の教育を受ける権利と憲法21条の関係の70の事件、盲学校女生徒の暴行の訴えの104の事件を指摘できます。

社会活動訴訟の新しい展開領域としては、以下の(10)~(12)の領域があります。(10)環境問題として、都市の公衆衛生の改善に関するナーグプル市の27事件、下水道設置の29事件、ジャイプル市の45事件、レクリエーション用地の確保についての55事件の他、石灰石鉱山による環境悪化の防止を求めた31のダウン渓谷事件、工場災害からの保護が問題になった39のシュリラム食料肥料会社事件、69のなめし皮工場からの汚水排出によるガンジス川汚染事件が重要です。自然保護を理由にして、カルカッタ動物園の一部用地へのホテル建設の差し止めを求めた56事件もユニークです。(11)健康権・消費者の権利が問われた事件としては、多国籍企業製造の有害薬品の輸入・製造・販売の禁止を求めた58の事件、輸入バターとチェルノブイリ事故との関連を問題にした76の事件があります。また、(12)TV・映画に関する問題としては、コミュニズムへの刺激を理由とするTVドラマの放送禁止の訴えの75の事件、留保政策の撤回を提唱するタミル語映画の上映禁止の78の事件、恐怖心を喚起するTV番組の放送差止めの訴えの82の事件、ムスリム女性（離婚権利）法案に関するインタビューの放送時の削除を問題にした81の事件が

争われています。

社会活動訴訟においては、(13)補償金の支払い命令もなされています。農業労働者の感電死の50事件、モーターボート事故の66事件、工事落石による通行人の死亡の67事件といった個別事故だけではなく、コミューナル暴動の犠牲者の救済に関する91の事件、アイ・キャンプにおける白内障手術後の大量の失明に関する103の事件のように、多数人への多額な補償金の支払いも認容されてきています。

最近では、(14)~(16)のように、統治機構のありかたを問題にし、裁判制度を改革し、政治家の法的責任を追求する手段としても活用されるようになっていきます。すなわち、(14)州知事令の再公布による州議会立法権への侵害を問題にした53の事件がその一つです。(15)裁判制度の問題については、高裁判事・判事補の転任・再任拒否事件について司法権の独立を主張する弁護士の原告適格を認めた7の事件、保釈についての46の事件、訴訟における弁護士の弁論が裁判所侮辱罪に当たるとされた71の事件、連邦法相の中傷発言と裁判所侮辱罪成立の是非に関する77の事件、弁護士法の施行を求めた84の事件、少年裁判所の設置を求めた98の事件、県判事の任命に関する憲法233条の遵守を求めた100の事件があります。また、(16)政治家や公務員の問題としては、公金と権限の乱用を理由とする州大臣の解任請求の42の事件、開発公社財政顧問任命の無効請求の54の事件、州首相・州大臣の解任請求の74と89の事件、連邦上院議員の解任請求の93の事件が争われています。

(17)その他、患者の権利と医療行為のありかたが問われた105の事件、鉄道運営に関する20と40の事件、酒の規制についての23と41の事件、文化遺産の解体防止についての25の事件があります。

### III 社会活動訴訟の意義と将来

#### (1) 社会活動訴訟の特質

以上のような動向を示している社会活動訴訟の共通の特質としては、次の4点を指摘することができます。第一は、原告適格の緩和化です。最高裁は、11のアジア大会事件において、こう判示しました。「ある人又は人々の階級に対して法律上の侵害行為が引き起こされ、又は不法行為がなされていて、貧困、無能力又は社会的経済的に不利な地位のために司法上の救済を求めて当裁判所に接近することができないところでは、公衆の一員である者なら誰でも、善意のうちに行動し、また無関係な動機から行動するのでなければ、そのような人々又は階級が苦しんでいる法律上の侵害行為又は不法行為の司法上の救済を求めて当裁判所に出訴することができるだろうし、裁判過程は公共的精神を持つ人又は組織が裁判所あてに手紙を出しさえすれば開始されるだろう」と。最高裁は、基本権の被侵害者本人ではなくて、社会正義の実現を求めて善意のうちに行動する公衆の一員・組織に原告適格を認めています。これは、代表的スタンディングと市民のスタンディングを合体させた公益スタンディングの成立と見ることができますが、より根本的には法の支配の確保と基本権の実効化を目指す、裁判所の改革主義的アプローチによるものでしょう。なお、個々の裁判官に対して手紙が出されると、裁判所が令状請求訴訟の実体審理に入ることについては、書簡による裁判権と言われています。この慣行は、裁判所全体の凝集性を弱める恐れがあるので望ましくないと批判されていますが、現在では、手

紙を予備審査するセクションが裁判所内に設置されてきています。

第二は、対審的手続きの否定と非対審的手続きの採用です。21の隷属的労働者解放戦線事件最高裁判決はこう言っています。「憲法32条に基づく手続きにおいて、対審の手続きを取らなければならないことはない。対審の手続きを取らない限り正義は達成されないという判断が、我々の意識の一部になっているのは、イギリス支配下において導入されたアングロサクソンの法律学のためであり、インドの民訴法・証拠法においてその手続きが具体化されているからである。社会的経済的関係において当事者間に力の不均衡が見られるところにおいては、この種の手続きに厳格に固執することは時に不正義を導くことになりうる。従って、貧者が基本権の実施を求めて裁判所の門を叩くときには、対審の手続きと訣別し、裁判所の前に必要な判断材料がもたらされることを可能とする、新しい手続きを考案することが必要となる。司法過程が基本権の実施問題を含んでいる所では特に、司法過程における自由放任的アプローチを捨てなければならないし、新しい道具を作り上げ、新しい方法を工夫し、新しい戦略を採用しなければならない」と。最高裁が、事実とデータを収集するために特別委員会を任命する慣行を発達させてきたのは、このような理由に基づいています。特別委員会は、事実についての争点を決定し、事実を証拠的価値を持つ報告書にまとめ、救済計画を提案し、政府当局による実施を監督する機能を果たし、原告の財政的負担を軽減しています。

第三は、当事者の協同的・共働的努力の必要性が強調されていることです。バグワティ判事は、「公益訴訟は、社会の傷つきやすい部門に対して与えられた憲法上又は法律上の権利、利益、特権の遵守を確保し、彼らに社会正義を到達させるための、原告、国家又は公的機関、それに裁判所の側での、本質的に協同的又は協働的な努力である」と、述べています。その結果、社会活動訴訟は、判決によって紛争を解決するという伝統的タイプの訴訟とはまったく異なり、中間的命令によって行政政府に問題の改善を迫り、当該問題について政策を提示し、一般的ガイドラインを示し、立法の勧告を行ない、当事者の協力が得られない場合には、審理を継続してさらに命令を下し、最終的判決を下さないまま、問題の改善を求めるという形を取っています。当該問題に対して、裁判所による持続的な参加と監督が行なわれています。

第四は、憲法14条の平等権、15条の差別の禁止、16条の公務への雇用における機会の均等、19条の自由権、21条の生命および人身の自由の保護、23条の強制労働の禁止、24条の工場等における児童労働の禁止等の「基本権」が争点になる事件において、基本権を確保するものとして、憲法第4編の「国家政策の指導原則」が引照されています。すなわち、憲法38条の国民の福祉増進のための国家による社会秩序の確保、39条の国家の遵守すべき一定の政策の原則、39A条の平等な裁判と無料法律扶助、42条の公正で人道的な労働条件、43条の労働者に対する生活賃金、43A条の工場の運営への労働者の参加、46条の指定カースト・指定部族及びその他の弱者層に対する教育上及び経済上の利益の促進、47条の栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改善に関する国家の任務、48A条の環境の保護の各規定が、司法救済の根拠規定となっています。「国家政策の指導原則」が「基本権」化してきています。そして、日本国憲法13条の幸福追求権が新しい人権の根拠規定となっているのと同様に、インド憲法21条の中に様々な新しい人権が導入されており、憲法の第3編と第4編を総合した「基本的人権観念」が成立・発展してきていると考えることができます。

## (2) 社会活動訴訟の将来

社会活動訴訟の評価については、対立する二つの立場があります。裁判所が命令・判決によって行政府に諸指令を出しても、行政府が諸指令を実施する意思をもたない場合、結局のところ裁判所は実施を強制することができません。批判的な立場の人々は、従って、救済のない権利の提示は無意味であり、判決の実効性が保障されない現状では、裁判所に対する市民の信頼が損なわれ、司法部の威信が低下すると考えています。また、現在のような過度の司法積極主義は、本来三権分立主義に反しており、特定の判事が特定のイデオロギーを展開する場になっており、裁判所が本来の伝統的訴訟に取り組む上で障害になっていると指摘しています。56事件のカリード判事は、この種の訴訟を取り扱う際に明白なガイドラインを定め、正しいパラメーターを提示する時期が来ていること、裁判所は基本権の重大な侵害があると認識する時のみ、又は司法の良心にとって衝撃的な行為がなされている時のみ、訴訟に着手すべきであると述べています。

しかしながら他方、社会活動訴訟を支持する立場からは、「やっかいな形式性と重い経費なしで法的救済を約束するところの一つのシステムの創造」であると、評価されています。「社会からの可視性が低い伝統的な囚われの機関から、高い社会的政治的可視性をもった開放された機関」へと裁判所が転換したことは、一つの既成階級革命であると評価されています。確かに、司法の積極主義は執行府の効率性の代用物とはなりえないし、特権・恩顧・権力の回りに組織された社会においては、いかにそれが良い意図をもっていても、単に幾つかの社会活動訴訟によって社会経済的変化をもたらすことはできません。従って、不可能を可能にすることはできないのです。しかしながら、少なくとも社会活動訴訟は、「公衆と支配的集団の権力の病理」に対して、人々の注意を向けさせることに役立ってきました。

1980年代以降のアメリカにおける公共訴訟の急激な衰退の要因は、政府と民間からの財政的援助の取り止めによるものでした。しかしインドの場合には、一つの社会運動として展開されており、弁護士会の意識変化も指摘されています。また、ヒマールチャル・プラデーシュ、ラージャスターン、ケーララ、アーンドラ・プラデーシュ、ボンベイの各高裁も積極的に社会活動訴訟を取り上げるようになってきました。従って、インドにおける社会活動訴訟の将来は、社会活動家と社会活動グループの具体的な経験の蓄積と社会改革に対する熱意、および自らの運動についての持続的な確信と努力に掛かっていると、いうことができます。

付記：本稿は、日本南アジア学会第5回大会(1992年10月3～4日、大東文化大学板橋校舎)における学会報告に最小限の補訂をしたものであり、注は省略した。インドにおける社会活動訴訟の全体像は、日本南アジア学会編『南アジア研究第5号』(東大出版会・1993年刊行予定)に発表予定の拙稿を参照していただきたい。なお、以下の社会活動訴訟関係事件一覧は、Indian Law Institute (ed.), Annual Survey of Indian Law, New Delhi: Indian Law Institute と Surendra Malik (ed.), Supreme Court Yearly Digest, Lucknow: Eastern Book Co. の各年度版によって作成した。

## 〈社会活動訴訟関係事件一覧〉

1. Hussainara Khatoon v. State of Bihar, ①AIR 1979 SC 1360; (1979) 3 SCR 169, 393 (1979/2/12, 1979/2/26). ②AIR 1979 SC 1369; (1979) 3 SCR 532 (1979/3/9). ③AIR 1979 SC 1377; (1979) 3 SCR 760 (1979/4/19). ④AIR 1979 SC 1819; (1979) 3 SCR 1276 (1979/5/4). 裁判待ち囚人の長期投獄。迅速な裁判を受ける権利, 無料法律サービスの権利を強調。保釈制度の改善を指令。最終的に22000人の囚人が釈放された。
2. Sunil Batra v. Delhi Administration, ②AIR 1980 SC 1579; (1980) 3 SCC 488; (1980) 2 SCR 557 (1979/12/20). 監獄内における囚人の取り扱い。詳細なガイドラインを示した。
3. Ratlam Municipality v. Vardhichand, AIR 1980 SC 1622; (1980) 4 SCC 162; (1981) 1 SCR 97 (1980/7/29). 市当局に公衆衛生の保持を求める訴え。司法積極主義の立場を打ち出した。
4. Fertilizer Corporation Kamagar Union (Regd.) v. Union of India, AIR 1981 SC 344; (1981) 1 SCC 568; (1981) 2 SCR 52 (1980/11/13). 公社の労働者がプラントの売却に挑戦した訴訟。反対意見は憲法32, 226条の広い活用を示唆。
5. Kadra Pehadia v. State of Bihar, ①AIR 1981 SC 939 (1980/12/17). 後進階級の4人の少年が裁判を受けずに8年間投獄されていた事件。事件の即時的審理, 足枷を外すことを指令。②AIR 1982 SC 1167; (1983) 2 SCC 104 (1981/5/6). 迅速な裁判の必要性を強調。
6. Katri v. State of Bihar, ①(1981) 1 SCC 623 (1980/12/3). ②③AIR 1981 SC 928; (1981) 1 SCC 623, 627 (1980/12/19, 1981/1/14). ④AIR 1981 SC 1068; (1981) 2 SCC 493 (1981/3/10). ⑤(1983) 2 SCC 266 (1982/11/25). 警察における被疑者の大量失明事件。無料の法律サービスを受ける被告人の権利を述べた。
7. S. P. Gupta v. Union of India, AIR 1982 SC 149; (1981) Supp SCC 87; (1982) 2 SCR 365 (1981/12/28). 高裁判事・判事補の転任・再任拒否事件。弁護士の原告適格を積極的に解した。
8. Munna v. State of U. P., AIR 1982 SC 806; (1982) 3 SCR 47 (1982/1/19). 性的関係のために監獄に連れてこられた若者の裁判待ち囚人の救助。16歳以下の者の少年院への収容を指令。
9. Veena Sethi v. State of Bihar, AIR 1983 SC 339; (1982) 2 SCC 583 (1982/5/11). 19-37年間投獄されていた囚人たち。直ちに釈放することを指令。
10. Sant Bir v. State of Bihar, AIR 1982 SC 1470; (1982) 3 SCC 131 (1982/8/24). 16年前に正気となった囚人が監獄内に投獄され続けてきたケース。釈放と, 投獄されている精神病患者のリストの提出を指令。
11. People's Union for Democratic Rights v. Union of India, AIR 1982 SC 1473; (1982) 3 SCC 235; (1983) 1 SCR 456 (1982/9/18). アジア大会事件。労働者の問題と憲法23, 24条。
12. National Textile Workers' Union v. P. R. Ramakrishnan, AIR 1983 SC 75 (1982/12/10). 会社の清算訴訟に反対する労働者の権利。3対2で, 憲法43A条に基づき労働者の訴訟参加を認めた。
13. D. S. Nakara v. Union of India, AIR 1983 SC 130; (1983) 2 SCR 165 (1982/12/17). 年金の平等性。公共的精神の市民からなる協同組合にも原告適格を認容。

14. Sudipt Mazumdar v. State of M. P., (1983) 2 SCC 258 (1982/11/29). 第三者の基本権侵害を主張する手紙を令状請求訴訟として取り扱うことができるか。
15. Upendra Baxi v. State of U. P., ①(1983) 2 SCC 308 (1981/7/31). アグラ保護ホーム事件。アグラの州営保護ホーム内の女性の非人間的な生活状況。州政府に対して改善を指令。②AIR 1987 SC 191; (1986) 4 SCC 106; (1986) 3 SCJ 291 (1986/7/23). 最高裁の同意なくして行なわれたホームの郊外移転。
16. Sanjit Roy v. State of Rajasthan, AIR 1983 SC 328 (1983/1/20). 飢餓救済事業としての道路建設で働いていた労働者の最低賃金。1948年最低賃金法の適用除外を定めていた州法を憲法23条違反とした(14条違反とする意見もあり)。
17. Sheela Barse v. State of Maharashtra, AIR 1983 SC 378; (1983) 2 SCC 96; (1983) 2 SCR 337 (1983/2/15). 警察留置場における女性の被疑者に対する暴行。留置場における女性の保護のため広範な指令を出した。
18. Labourers Working on Salal Hydro Project v. State of J. & K., AIR 1984 SC 177 ; (1983) 2 SCC 181; (1983) 2 SCR 473 (1983/3/2). 水力発電所建設に雇われている労働者が、建設業者による搾取を受けているという訴え。1948年最低賃金法, 1956年契約労働(規制・廃止)法, 1979年州際移民労働者(雇用・サービス条件規制)法の実施を指令。
19. Ram Kumar Misra v. State of Bihar, AIR 1984 SC 537; (1984) 2 SCC 451 (1983/9/21). フェリーで雇われている労働者への最低賃金の支払い。
20. P. Nalla Thampy Thera v. Union of India, AIR 1984 SC 74; (1984) 1 SCR 709 (1983/10/28). 鉄道運営に関する不満。
21. Bandhua Mukti Morcha v. Union of India, AIR 1984 SC 802; (1984) 3 SCC 161; (1984) 2 SCR 67 (1983/12/16). 採石場における隷属的労働者の惨状。
22. Lakshmi Kant Pandey v. Union of India, ①AIR 1984 SC 469; (1984) 2 SCC 244; (1984) 2 SCR 795; (1984) 1 SCJ 113 (1984/2/6). 外国人による養子縁組事件。種々の指令を発令。②AIR 1986 SC 272; (1985) Supp SCC 701; (1985) 2 SCJ 543 (1985/9/27). 養子縁組の原則・規範・手続等を明示。③AIR 1987 SC 232; (1987) 1 SCC 66; (1987) 1 SCJ 1 (1986/12/3). 種々の指令を発出。
23. George Mampillay v. State of Kerala, AIR 1985 Ker 24 (1984/2/24). アラック酒を入れたポリエチレン袋の、有害性を理由とする使用禁止。
24. Neeraja Chaudhary v. State of M. P., AIR 1984 SC 1099; (1984) 3 SCC 243 (1984/5/8). 採石場における隷属的労働者の解放とリハビリテーション。1976年隷属的労働制(廃止)法の定める監視委員会に社会活動グループを結びつける必要性を述べた。
25. B. V. Narayana Reddy v. State of Karnataka, AIR 1985 Kant 99 (1984/8/16). 文化遺産の保持を求める市民の当事者適格。
26. Mahesh v. Ahmedabad Municipal Corporation, AIR 1986 Guj 154 (1984/9/26). 開業医等の豊かな市民による近隣住民の公害排除を求める訴え。歩道居住者の生きる権利を判示。
27. Citizens Action Committee v. Civil Surgeon, Mayo (General) Hospital, Nagpur, AIR 1986 Bom 136 (1984/10/19). ナーグプル市の道路・衛生・公衆保健の改善要求。
28. State of West Bengal v. Sampat Lal, AIR 1985 SC 195; (1985) 1 SCC 317; (1985) 2 SCR 256 (1984/12/4). 少年の死に関する警察調査に対し、中央調査局による調査、特別官の任

命を州に指令できるか。

29. Janki v. Sardar Nagar Municipality, AIR 1986 Guj 49 (1985/1/18). 下水道の設置を求める市民の訴え。請求認容。
30. People's Union for Democratic Rights v. Ministry of Home Affairs, AIR 1985 Del 268 (1985/3/11). インディラ・ガンディー首相暗殺後のテリー暴動事件の真相解明のための調査委員会の設置等の訴え。消極的立場を判示。
31. Rural Litigation and Entitlement Kendra, Dehradun v. State of U. P., ①AIR 1985 SC 652; (1985) 2 SCC 431; (1985) 3 SCR 169 (1985/3/12). Doon溪谷事件。石灰石鉱山の採掘による環境の悪化。8つの鉱山の閉鎖を命令。②AIR 1985 SC 1259; (1985) 3 SCC 614; (1985) 2 SCJ 462 (1985/5/13). 堆積鉱物の除去。③AIR 1987 SC 359; 1986 Supp SCC 517; (1987) 1 SCJ 337 (1986/12/18). 憲法51A条(g)項が市民の義務であることを強調。④AIR 1987 SC 2426; 1987 Supp SCC 487 (1987/10/19). 国防・外貨上の理由で一部の鉱山の再開を許可。⑤AIR 1988 SC 2187; 1989 Supp(1) SCC 504 (1988/8/30). No. 99の鉱山に免許終了時までの掘削を許可。⑥AIR 1989 SC 594; 1989 Supp(1) SCC 537 (1988/12/16). ⑤事件判決を修正。No. 99の鉱山の閉鎖を指令。
32. State of Himachal Pradesh v. A Parent of a Student of Medical College, Simla, AIR 1985 SC 910; (1985) 3 SCC 169; (1985) 3 SCR 676 (1985/4/11). 大学におけるいじめ問題を防止するための委員会の設置を州政府に求める訴え。裁判所は執行府・立法府の権能を侵害することはできないとした。
33. Mukesh Advani v. State of Madhya Pradesh, AIR 1985 SC 1363; (1985) 3 SCC 162; (1985) Supp SCR 126 (1985/5/2). 採石場における隷属的労働者の搾取。労働法の遵守を求める指令を出す。
34. Olga Tellis v. Bombay Municipal Corporation, AIR 1986 SC 180; (1985) 3 SCC 545; (1985) Supp2 SCR 51 (1985/7/10). 歩道居住者の強制立退とスラムの解体の差し止めの訴え。憲法21条は生計への権利を含むと判示したが、1888年ボンベイ市庁法に基づく歩道占拠物の撤去権の合理性を認めて、訴えを却けた。
35. Dhirendra Chamoli v. State of Uttar Pradesh, (1986) 1 SCC 637; (1986) 69 FJR 336 (1985/8/5). 日雇い労働者と平等な仕事に対する平等な支払いの法理。
36. Forward Construction Co. v. Prabhat Mandal (Regd.), Andheri, AIR 1986 SC 391; (1986) 1 SCC 100 (1985/11/26). SALの既判力。
37. Surinder Singh v. Engineer-in-Chief, C. P. W. D., AIR 1986 SC 584; (1986) 1 SCC 639; (1986) 1 SCJ 241 (1986/1/17). 中央公共事業局の日雇い労働者の、正規職員と平等な賃金支払いの要求。
38. State of Himachal Pradesh v. Umed Ram Sharma, AIR 1986 SC 847; (1986) 2 SCC 68 (1986/2/11). 山岳部族民による道路建設の要求。道路へのアクセスは生命自体へのアクセスと判断。
39. M. C. Mehta v. Union of India, ①AIR 1987 SC 965; (1986) 2 SCC 176; (1986) 1 SCJ 383 (1986/2/17). oleum gas 漏洩事件。工場災害からの保護。②AIR 1987 SC 982; (1986) 2 SCC 325 (1986/3/10). ①事件判決の工場再開条件を一部修正。③AIR 1987 SC 1086; (1987) 1 SCC 395 (1986/12/20). state action の法理他。

40. Ramanathsekhar v. Pandho Padhaya, AIR 1987 Bom 98 (1986/3/7). 鉄道駅のトイレの撤収。
41. Chaitanya Kumar v. State of Karnataka, AIR 1986 SC 825; (1986) 2 SCC 594 (1986/4/9). 密造酒の規制をするためのボトリングの免許制に関する事件。
42. A. G. Prayagi v. State of M. P., AIR 1987 MP 25 (1986/4/11). 公金と権限の乱用を理由とする州大臣解任の訴え。単に上司を中傷するものと判断。
43. In Matter of No.57 Block Bastuhara Committee, AIR 1987 Cal 123 (1986/6/19). 運河の掘削による両岸居住民の追い立てと憲法21条。
44. Sheela Barse v. Union of India, ①②AIR 1986 SC 1773; (1986) 3 SCC 596 & 632 (1986/8/5,1986/8/13). ③(1987) 1 SCJ 153; (1987) 1 SCC 76 (1986/11/21). シーラ・バース事件。監獄内に拘禁されている16歳以下の児童の釈放等を求める訴え。
45. L. K. Koolwal v. State of Rajasthan, AIR 1988 Raj 2 (1986/9/19). ジャイプル市の衛生状態の改善を求める訴訟と憲法51A条。
46. Bihar Legal Support Society v. Chief Justice of India, AIR 1987 SC 38; (1986) 4 SCC 767; (1987) 1 SCJ 104 (1986/11/19). 保釈申請拒否に対する特別上告事件。保釈は通常、高裁の判断が最終的。
47. Banwasi Sewa Ashram v. State of U. P., ①AIR 1987 SC 374; (1986) 4 SCC 753; (1987) 1 SCJ 203 (1986/11/20). ②(1987) 3 SCC 304 (1987/5/6). 森林地帯からの部族民の追立の防止。
48. Andhra Pradesh Adimajati Seva Sangam v. Guntur Municipal Council, AIR 1987 A P 193 (1986/11/22). 脳炎の感染源とされた豚の屠殺と部族民の生計への権利。
49. Shivajirao Nilangekar Patil v. Mahesh Madhav Gosavi, AIR 1987 SC 294; (1987) 1 SCC 227 (1986/12/9). ボンベイ大学医学部の試験の不正に州首相が関与したという訴え。公共道徳の衰退現象を指摘。
50. Thressia v. K. S. E. B., AIR 1988 Ker 206 (1986/12/19). 感電死した農業労働者に対する補償金の支払い。
51. People's Union for Democratic Rights v. State of Bihar, AIR 1987 SC 355; (1987) 1 SCJ 351 (1986/12/19). 農民の集会への警察の発砲による死傷事件についての補償。
52. Sheela Barse v. Secretary, Children's Aid Society, AIR 1987 SC 656; (1987) 3 SCC 50; (1987) 1 SCJ 584 (1986/12/20). 法律積極主義を通じた児童福祉。
53. D. C. Wadhwa v. State of Bihar, AIR 1987 SC 579; (1987) 1 SCC 378 (1986/12/20). 州知事令の再公布問題。
54. Jagram v. Gwalior Town and County Development Authority, AIR 1987 Guj 11. 町村開発公社の財政顧問の任命への挑戦。
55. T. Damodhar Rao v. S. O., Municipal Corpn., Hyderabad, AIR 1987 AP 171 (1987/1/20). レクリエーション用指定地における居住用建物の建設禁止。
56. Sachidanand Pandey v. State of West Bengal, AIR 1987 SC 1109; (1987) 2 SCC 295; (1987) 2 SCJ 70 (1987/2/11). 鳥類への悪影響を理由とするホテルの建設差し止め。
57. Assam Rifles Multi-purpose Co-operative Society Ltd. v. Union of India, AIR 1987 SC 1175; (1987) 2 SCC 638 (1987/2/20). 辺境地域へ入植した退役軍人とその家族へのリハビリ

リテーション。

58. Vincent Panikurlangara v. Union of India, AIR 1987 SC 990; (1987) 2 SCC 165 (1987/3/3). 有害薬品の輸入・製造・販売・頒布の禁止の訴え。
59. Joint Women's Programme v. State of Rajasthan, AIR 1987 SC 2060; 1987 Supp SCC 707 (1987/3/24). タウリー死の調査。
60. Nilima Priyadarshini v. State of Bihar, AIR 1987 SC 2021 (1987/3/27). 違法な拘禁を受けた女性からの提訴が2ヵ月半も放っておかれた事件。
61. P. Bhaskara Vijayakumar v. State of Andhra Pradesh, AIR 1988 AP 295 (1987/4/24). 賃金なしで働くことを強制された囚人と憲法21条, 23条。
62. M. K. Sharma v. Bharat Electronics Ltd., AIR 1987 SC 1792; (1987) 3 SCC 231 (1987/4/29). 労働者のX線被曝の訴えと憲法21条。
63. Rajasthan Kisan Sangthan v. State of Rajasthan, AIR 1989 Raj 10 (1987/5/22). 監獄から逃亡した囚人の捜索にあたり, 村において, 小屋を壊し, 作物に損害を与え, 二人の女性を性的に拷問した警察の行為。人間的尊厳と一致しない取り扱いを受けた場合は, 金銭的補償を受ける権利を有すると判示。SALのガイドラインを定める必要性を述べた。
64. Kinkri Devi v. State of Himachal Pradesh, AIR 1988 HP 4 (1987/5/29). リン鉱石鉱山の発破作業による環境汚染の防止。
65. Sankar v. Durgapur Projects Limited, AIR 1988 Cal 136 (1987/7/20). 労働者を1部屋の住居に移した会社の行為は憲法21条違反。
66. Municipal Board v. Harilal, AIR 1988 Raj 7 (1987/8/3). 観光地におけるモーターボート事故による死亡事件に対する補償金の支払い。
67. Jaram Singh v. State of Himachal Pradesh, AIR 1988 HP 13 (1987/8/17). 州公共土木局の工事中の不注意による落石事故に対する補償金の支払い。
68. Sheela Barse v. State of Maharashtra, (1987) 4 SCC 373; (1987) 3 SCJ 543 (1987/9/18). 囚人とのインタビューの権利。
69. M. C. Mehta v. Union of India, ①AIR 1988 SC 1037; (1987) 4 SCC 463 (1987/9/22). ガンジス川汚染事件。カーンプル市のなめし皮工場の閉鎖。②AIR 1988 SC 1115; (1988) 1 SCC 471 (1988/1/12). カーンプル市の責任を明示。学校における環境教育実施等の指令。
70. Bharatiya Veterinary Education Society, Bangalore v. State of Karnataka, AIR 1988 Kant 293 (1987/9/29). 獣医大学生が教育を受ける道を断たれたことは, 憲法21条違反となるか。
71. Charan Lal Sahu v. Union of India, AIR 1988 SC 107; (1988) 3 SCC 255 (1987/10/9). 公益訴訟における弁護士の弁論が裁判所侮辱罪に当たるとされた事例。
72. Ram Pyari v. Union of India, AIR 1988 Raj 124 (1987/10/21). インド国民軍人の妻への年金の支払い。
73. Daily Rated Casual Labour v. Union of India, (1988) 1 SCC 122; (1988) 1 SCJ 32 (1987/10/27). 等しい労働に対する等しい賃金の支払い—郵政電信局における日雇い労働者の訴え。
74. D. N. Satyanarayana v. N. T. Rama Rao, AIR 1988 AP 144 (1988/1/2). 権力の乱用・腐敗を理由とする州首相の解任請求。政治的執行部の公共責任。
75. Ramesh v. Union of India, AIR 1988 SC 775; (1988) 1 SCC 668 (1988/2/16). コミュナ

- リズムを刺激するという理由に基づく、TVドラマの放送禁止の訴え。
76. Shivarao Shantaram Wagle v. Union of India, ①(1988) 1 SCC 452 (1988/1/20). 輸入バターの放射能汚染を理由とする配布の禁止の訴え。専門家委員会を任命。② AIR 1988 SC 952; (1988) 2 SCC 115 (1988/3/8). 技術的問題について司法判断は不適とした。
  77. P. N. Duda v. P. Shiv Shanker, AIR 1988 SC 1208; (1988) 3 SCC 167 (1988/4/15). 連邦法相の最高裁に対する痛烈な批判が、裁判所侮辱罪にならないとされた事例。
  78. P. Jagajeevan Ram v. Government of India, AIR 1989 Mad 149 (1988/4/29). 内容が留保政策の撤回を提唱しており、平等権に反するという理由で、タミル語映画の上映許可の撤回を求めた訴え。
  79. Federation of All India Customs and Central Excise Stenographers v. Union of India, AIR 1988 SC 1291; (1988) 3 SCC 91 (1988/5/5). 等しい労働に対する等しい賃金の支払い—大蔵省中央間接税務局の速記者の訴え。
  80. Jaipal v. State of Haryana, AIR 1988 SC 1504; (1988) 3 SCC 354 (1988/6/2). 等しい労働に対する等しい賃金の支払い—ハリヤナ教育省成人教育指導員の訴え。
  81. Indira Jaising v. Union of India, AIR 1989 Bom 25 (1988/6/21). インタビューのTV放送時の削除と表現の自由。
  82. Odyssey Communications Pvt. Ltd. v. Lokvidayan Sanghatana, AIR 1988 SC 1642; (1988) 3 SCC 410 (1988/7/19). 子どもたちに恐怖心を呼び起こすことを理由とする、連続TV番組の放送差し止めの訴え。
  83. Vikram Deo Singh Tomar v. State of Bihar, AIR 1988 SC 1782; 1988 Supp SCC 734 (1988/8/2). パトナの「ケア・ホーム」における女性の被収容者の非人間的な取り扱い。
  84. Aeltemesh Rein v. Union of India, AIR 1988 SC 1768; (1988) 4 SCC 54 (1988/8/4). 裁判所連行時に手錠を掛けることの是非と1961年弁護士法の施行を求める訴え。
  85. P. Sivaswamy v. State of A. P., AIR 1988 SC 1863; (1988) 4 SCC 466 (1988/8/10). 採石場の隷属的労働者。
  86. Sheela Barse v. Union of India, AIR 1988 SC 2211; (1988) 4 SCC 226 (1988/8/29). 監獄内の児童拘禁の救済を求めた事件の処理の遅れを理由とした訴訟の撤回を求める訴え。SALの特質を詳説。
  87. P & T Scheduled Caste/Tribe Employees' Welfare Assosiation v. Union of India, (1988) 4 SCC 147 (1988/8/29). 郵政電信局のSC/ST出身者に対する留保の利益が、「年功昇進制」の導入により享受できなくなったことに対する訴え。
  88. Rakesh Chandra Narayan v. State of Bihar, AIR 1989 SC 348 (1988/9/27). 精神病院の惨状。
  89. B. M. Gangadhariah v. H. D. Devegowda, AIR 1989 Kant 294 (1988/10/3). 憲法164条(3)項違反を理由として、マイソール市改善基金総裁に土地配分を勧告する手紙を出した州大臣を解任することができるか。
  90. S. Krishna v. State of Karnataka, AIR 1989 Kant 291 (1988/10/4). 旅行ガイドの生計への権利。
  91. R. Gandhi v. Union of India, AIR 1989 Mad 205 (1988/10/31). インディラ・ガンディー暗殺後に生じたシク教徒への略奪についての救済の訴え。犠牲者に対して約332万ルピーを

支払うよう、タミル・ナードウ州に指令。

92. Ramsharam Autyanuprasi v. Union of India, AIR 1989 SC 549 (1988/11/14). 博物館基金の運営をめぐる家族間の争い。私的紛争の解決のためにSALを用いることはできない。
93. P. N. Dubey v. Union of India, AIR 1989 MP 225 (1988/11/17). 新聞が報道した疑獄事件に関係している元コレクター・現連邦上院議員の刑事訴追、議員資格喪失等の是非。
94. Ram Prasad Yadav v. Chairman, Bombay Port Trust, (1989) 2 SCC 378 (1989/3/29). ボンベイ港湾公社の所有地に住んでいる住民たちの、小屋の解体禁止の訴え。
95. Mohan Lal Sharma v. State of U. P., (1989) 2 SCC 600 (1988/8/11). 警察の留置場内の死亡事件。
96. People's Union for Democratic Rights v. Police Commissioner, Delhi Police Headquarters, (1989) 4 SCC 730 (1989/1/13). 警察による貧しい人々の強制連行。補償金の支払いを指令。
97. Kishen Pattnayak v. State of Orissa, AIR 1989 SC 677 (1989/1/9). 旱魃により極度の貧困と餓死が生じているという訴え。
98. S. C. Legal Aid Committee v. Union of India, ①AIR 1989 SC 1278; (1989) 2 SCC 325 (1989/3/17). 監獄内に投獄されている非行少年。シーラ・バース事件からの派生事件。②(1989) 4 SCC 738 (1989/5/9). 1986年少年裁判法の実施計画を検討。③(1989) 4 SCC 740 (1989/9/5). 同実施計画に基づく諮問委員会の設立を指令。
99. Chaitanya Kalbagh v. State of U. P., AIR 1989 SC 1452; (1989) 2 SCC 314 (1989/3/29). 警察との「遭遇」による無実な人々の死。
100. K. P. Verma v. State of Bihar, AIR 1989 Pat 276 (1989/4/10). 県判事の任命に関する憲法233条遵守の訴え。
101. Ram Sahai Varma v. State of M. P., AIR 1989 MP 334 (1989/4/17). 裁判所と教育施設へ通じる道路の通行制限
102. B. R. Kapoor v. Union of India, (1989) 3 SCC 387; (1989) 2 SCJ 465 (1989/5/9). 精神病院の改善。病院の運営主体をデリー政庁からインド連邦に移すことを指令。
103. A. S. Mittal v. State of U. P., AIR 1989 SC 1570; (1989) 3 SCC 223 (1989/5/12). 「アイ・キャンプ」における白内障手術による大量失明事件。
104. Pratul Kumar Sinha v. State of Orissa, AIR 1989 SC 1783 (1989/5/12). 赤十字盲学校の女生徒に対する性的暴行の訴え。
105. Parmanand Katara v. Union of India, AIR 1989 SC 2039; (1989) 4 SCC 286 (1989/8/28). 患者の権利と医療行為のありかた。
106. Sodan Singh v. New Delhi Municipal Committee, AIR 1989 SC 1988; (1989) 4 SCC 155 (1989/8/30). 歩道上の呼び売り商人の営業の自由。